

令和2年度 保険料率について

全国健康保険協会 大分支部

(1) 平均保険料率について

令和2年度の平均保険料率については、10%を維持する。

(2) 激変緩和措置の解消とインセンティブ制度の導入について

- ・激変緩和措置は解消期限（令和元年度末）どおりに終了する。
- ・平成30年度から本格実施しているインセンティブ制度については、平成30年度の実施結果に基づき、評価が上位23位に該当する支部に対して、支部ごとの評価に応じた報奨金を付与することにより、保険料率の引き下げを行う。

(3) 保険料率の変更時期について

令和2年4月納付分から変更する。

1. 平均保険料率

- 当組織にて支部評議員の意見を聴取したが、理事長の中長期的な立ち位置や様々なデータによる中長期的な料率に対する考え方が浸透してきており、全員が料率維持との意見であった。今後の健全な運営のため、料率を維持する方向で検討いただきたい。
- 協会けんぽはセーフティネットの役割があり、これは協会けんぽの重要な役割である。健保組合の解散後は、協会で受け入れることになるので、今後でもできる限り安定的な運用をする必要があると感じる。
- 支部の意見の大半が維持となったことは、本部の中長期的な立ち位置との考えが浸透し、支部からも評議員に対して丁寧に説明された結果だと思う。これだけ維持という意見が出ているので、その意見を尊重すべきである。また、評議会意見にもあるが、準備金を有効に活用し将来的なコスト削減に結びつけることが大事である。
- 支部の意見は概ね維持であるが、それは、多くの支部が「10%が限界」であるということと受け取れるのではないか。また、保険料率引き下げについては、国庫補助の減額による保険料率の持続性を損なう恐れや後期高齢者の自己負担額が今後の議論次第であることを考えると、現状では10%維持が賢明。
- 中長期的な考え方に一定の理解が得られ、支部に浸透しているという意見に賛同する。一方で、準備金の適正な水準を客観的に示すべきなどの意見についても傾聴すべきであり、適正な水準ということについて、議論を詰めることが大事であると思う。その際、適用拡大や健保組合の解散などのリスクを明確にして、準備金が必要であることを丁寧に説明をすることが大事である。
- 平成20年から約10年間で、事業主の社会保障費への負担は増大している。適用拡大等、負担が増える議論があることは承知しているが、これ以上の負担は、事業主も従業員も困難であることを認識いただき、少しでも負担が軽減できるように来年度の保険料率を議論いただきたい。
- 保険料率が上がるということは、医療費を使うからである。保険料率が高い支部を見ると、時間外受診が多い。そういうことを明らかにして是正しなければ適正化はできない。医療費としては微々たる効果かもしれないが、時間外受診の是正や薬剤の適正使用などに取り組まなければ、適正化は困難であると思う。

令和2年度保険料率に関するこれまでの主な運営委員の意見

2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置の解消とインセンティブ制度の導入

- 激変緩和措置の解消について、特段の異論はなし。
- インセンティブ制度導入について、特段の異論はなし。

3. 保険料率の変更時期

- 令和2年4月納付分から変更することについて、特段の異論はなし。

協会けんぽの収支見込（医療分）

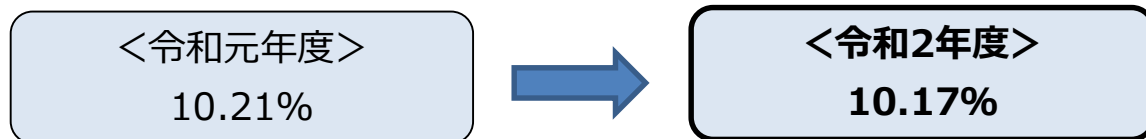
（単位：億円）

		30年度	R1年度	R2年度	備考
		決算	直近見込 (R1年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R1年12月)	
収入	保険料収入	91,429	96,149	99,389	H24-R1年度保険料率： 10.00% R2年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,850	12,110	12,669	
	その他	182	619	290	
	計	103,461	108,879	112,348	
支出	保険給付費	60,016	63,912	67,261	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 拠出金等対前年度比 + 62 } + 102 + 41 } ▲ 1 </div>
	前期高齢者納付金	15,268	15,246	15,307	
	後期高齢者支援金	19,516	20,999	21,040	
	退職者給付拠出金	208	2	1	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	2,505	3,644	3,295	
	計	97,513	103,802	106,903	
単年度収支差		5,948	5,076	5,445	○R2年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 R2年度均衡保険料率： 9.45%
準備金残高		28,521	33,597	39,042	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和2年度の都道府県単位保険料率（見込）

■ 令和2年度大分支部の保険料率（見込）



令和2年度の大分支部の保険料率は、令和元年度から比べて**0.04%の引き下げ**となる見込み

参考：大分支部の保険料率の推移

変更月(納付月)	H20.10	H21.10	H22.04	H23.04	H24.04	H27.05	H28.04	H29.04	H30.04	R1.04	R2.04
保険料率	8.20%	8.23%	9.38%	9.57%	10.08%	10.03%	10.04%	10.17%	10.26%	10.21%	10.17%
増減	-	+0.03%	+1.15%	+0.19%	+0.51%	-0.05%	+0.01%	+0.13%	+0.09%	-0.05%	-0.04%

【内訳】

		医療給付費についての調整前の所要保険料率 (a)		調整(b)		①医療給付費についての調整後の保険料率 (a+b)		②激変緩和措置による保険料率への影響 ※1		③インセンティブ制度による保険料率への影響		④全国共通の保険料率 ※2		⑤(①+②+③+④)保険料率 (インセンティブ制度反映後) (精算分除く)		⑥前々年度の支部別収支差精算等にかかる保険料率		保険料率 (インセンティブ制度等反映後) (精算・特別計上等含む) ⑤+⑥	
		年齢調整	所得調整	年齢調整	所得調整	年齢調整	所得調整												
全国	R2年度	5.27	-	-	-	5.27	-	-	-	-	4.73	10.000	-	-	10.000	-			
大分	R2年度	6.28	(6位)	▲0.16	▲0.62	5.50	(9位)	0	0.002	4.73	10.232	(10位)	▲0.06	10.172	(13位)				
	R1年度	6.21	(6位)	▲0.14	▲0.63	5.44	(7位)	▲0.04	-	4.82	10.220	(7位)	▲0.01	10.210	(8位)				
昨年度との差 (大分支部)		+0.07		▲0.02	+0.01	+0.06		+0.04	+0.002	▲0.09	+0.012		▲0.05	▲0.038					

(注) ※1 令和元年度の▲0.04は、激変緩和措置として大分支部の医療給付費について調整後の保険料率の全国計との差が10分の8.6となるよう調整した際に本来の保険料率から引き下げた料率である。

激変緩和措置は解消期限(令和元年度末)どおりに終了する。

※2 「④全国共通の保険料率」は傷病手当金等の現金給付費(0.45%)、前期高齢者納付金等(3.44%)、保健事業費等(0.87%)、その他収入(▲0.03%)に係る合計の保険料率(4.73%)である。

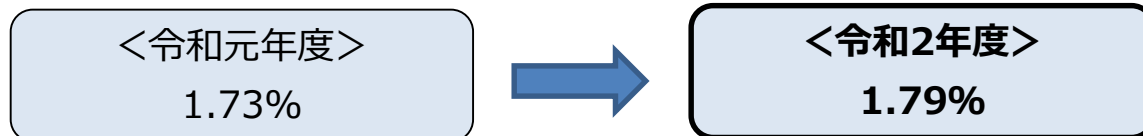
協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		30年度	R1年度	R2年度	備考
		決算	直近見込 (R1年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R1年12月)	
収入	保険料収入	8,664	10,091	10,905	H30年度保険料率： 1.57% R1年度保険料率： 1.73% R2年度保険料率： 1.79% 納付金対前年度比 ⇒ ▲208
	国庫補助等	879	515	-	
	その他	-	-	-	
	計	9,543	10,606	10,905	
支出	介護納付金	10,130	10,671	10,463	
	その他	18	-	-	
	計	10,148	10,671	10,463	
単年度収支差		▲ 605	▲ 65	443	
準備金残高		▲ 403	▲ 467	▲ 25	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和2年度の介護保険料率（見込）



令和2年度の介護保険料率は、令和元年度から比べて**0.06%の引き上げ**となる見込み

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和2年度は、令和元年度末に見込まれる不足分（467億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう1.79%（4月納付分から変更）とする。

※令和2年度政府予算案では、介護納付金は1兆463億円と前年度比で208億円の減少の見込み

（参考）

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.73%から令和2年4月以降に1.79%へ引き上げた場合の令和2年度の介護保険料負担の影響（被保険者1人当たり、労使折半前）
〔月額〕 180円（ 5,190円 → 5,370円）

（注）標準報酬月額を300,000円とした場合の負担を算出したものである。

令和2年度 大支部健康保険料率、介護保険料率と負担額（見込）

■ 令和2年度 4月納付分から

	【令和元年度】		【令和2年度】	
健康保険料率	: 10.21 %	➡	10.17 %	(0.04 % の引き下げ)
介護保険料率	: 1.73 %	➡	1.79 %	(0.06 % の引き上げ)
健康保険料率+介護保険料率	: 11.94 %	➡	11.96 %	(0.02 % の引き上げ)

■ 保険料率改定後の保険料額（1か月分の保険料額）

① 介護保険に該当しない場合（40歳未満、65歳以上）：労使折半後

標準報酬月額	R1 (10.21%)	R2 (10.17%)	増減額(月額)
104,000円	5,309円	5,288円	-21円
200,000円	10,210円	10,170円	-40円
260,000円	13,273円	13,221円	-52円
410,000円	20,930円	20,848円	-82円
530,000円	27,056円	26,950円	-106円

② 介護保険に該当する場合（40歳以上、65歳未満）：労使折半後

標準報酬月額	R1 (11.94%)	R2 (11.96%)	増加額(月額)
104,000円	6,208円	6,219円	+11円
200,000円	11,940円	11,960円	+20円
260,000円	15,522円	15,548円	+26円
410,000円	24,477円	24,518円	+41円
530,000円	31,641円	31,694円	+53円

平成30年度の支部別収支差の精算について

※暫定版

30年度大分支部の収支決算

■ 収 入 (百万円)

	保険料収入		その他収入	債権回収 以外	債権回収	計
	一般分					
全国計	9,142,915	9,140,996	17,973	6,007	11,966	9,160,889
44 大分	90,752	90,734	244	58	186	90,996

■ 支 出 (百万円)

	医療給付費（国庫補助を除く）（調整後）						現金給付費等 （国庫補助等を除く）	前期高齢者 納付金等 （国庫補助を除く）	業務経費 （国庫補助を除く）	一般管理費 （国庫負担を除く）	その他支出	平成28年度の 収支差の精算	特別計上分 （業務経費の 別掲）	計		
	(A) - (B)	医療給付費 (A)		年齢調整額	所得調整額	激変緩和										
		医療給付費 (A)	震災特例分(B)													
			平成28年度の 協会手当分 (B1)	波及増分 (B2)												
全国計	4,677,382	4,677,382	4,681,495	1,895	2,219	-	-	-	403,926	3,289,872	123,436	37,643	33,721	-	73	8,566,054
44 大分	46,654	53,980	53,980			▲1,374	▲5,406	▲546	3,908	31,826	1,194	364	326	380	0	84,651

■ 収支差 (百万円)

	計	全国平均分	地域差分
全国計	594,835	594,835	-
44 大分	6,345	5,754	590

料率換算
▲0.06%

<地域差分の精算について>

- 平成30年度の都道府県単位保険料率は、2年前の平成28年度の医療費や総報酬額の実績をもとに収支を算定しているが、医療費等が保険料率算定時の見込みからどの程度乖離したかを表すために、最終的に支部別の収支決算をもとに地域差分の収支差を算出することになっている。
- 平成30年度における地域差分の収支差は、2年後（令和2年度）の保険料率算定時に精算する。
- 地域差分における収支差がプラスであれば令和2年度の収入にその分が加算され（料率が下がる方向）、マイナスであればマイナスをとったものが支出に加算される（料率が上がる方向）。

(注) 1. 年齢調整額、所得調整額、激変緩和のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。
 2. 債権回収は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。
 3. 医療給付費は、東日本大震災等による窓口負担減免措置に伴う平成30年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。
 4. (B1)は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災及び熊本地震に伴う平成28年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。また、(B2)は、東日本大震災等に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分(国庫補助を除く。波及増分)を表す。
 5. 「平成28年度の収支差の精算」は、平成28年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。
 6. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う波及増分(B2)が暫定値であるため、数値は今後変わります。

令和2年度保険料率における料率別支部数と令和元年度からの変化

令和2年度都道府県単位保険料率における
保険料率別の支部数
(暫定版)

保険料率 (%)	支部数
10.73	1
10.41	1
10.34	1
10.33	1
10.32	1
10.30	1
10.28	1
10.25	2
10.22	2
10.20	1
10.17	2
10.15	1
10.14	3
10.07	1
10.06	1
10.05	1
10.03	1
10.01	2
9.99	1
9.97	1
9.95	1
9.93	1
9.92	1
9.91	1
9.88	3
9.87	1
9.81	2
9.79	1
9.77	4
9.75	1
9.73	1
9.71	1
9.70	1
9.59	1
9.58	1

24

23

令和2年度都道府県単位保険料率の
令和元年度からの変化
(暫定版)

令和元年度保険料率 からの変化分		支部数
料率(%)	金額(円)	
+0.15	+210	1
+0.11	+154	1
+0.10	+140	1
+0.09	+126	2
+0.08	+112	1
+0.07	+98	2
+0.06	+84	1
+0.05	+70	1
+0.03	+42	2
+0.02	+28	6
+0.01	+14	3
0.00	0	2
▲0.01	▲14	3
▲0.02	▲28	5
▲0.03	▲42	3
▲0.04	▲56	3
▲0.05	▲70	2
▲0.06	▲84	1
▲0.07	▲98	2
▲0.08	▲112	1
▲0.09	▲126	1
▲0.11	▲154	1
▲0.12	▲168	1
▲0.13	▲182	1

21

24

注1. 「+」は令和2年度保険料率が令和元年度保険料率よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。
2. 金額は、標準報酬月額28万円の者に係る保険料負担(月額、労使折半後)の増減である。

インセンティブ制度の評価指標

- 下表のとおり、評価指標及び実績の算出方法を定め、評価指標内では【】で記載した評価割合を用いて評価する（この際、使用するデータは毎年度4月～3月までの分の実績値を用いることとする）。
- 評価方法は偏差値方式とし、平均偏差値である50を素点50とした上で、指標ごとの素点を合計したものを支部の総得点としランキング付けを行う。
- 前年度からの実績値の伸びを評価する際には、以下のとおり支部ごとの伸びしろ（100%－当該支部の実績値）に占める割合を評価する。

対前年度伸び幅（率）

100%－当該支部の実績

※【】は評価指標内での評価割合

1 特定健診等の実施率（使用データ：4月～3月の40歳以上の受診者数（事業者健診については、同期間のデータ取り込み者数））

<実績算出方法>

自支部被保険者のうち生活習慣病予防健診を実施した者の数 + 自支部被保険者のうち事業者健診データを取得した者の数 +
自支部被扶養者のうち特定健診を実施した者の数

自支部加入者のうち特定健診対象者数 (%)

- ① 特定健診等の実施率【60%】
- ② 特定健診等の実施率の対前年度上昇幅【20%】
- ③ 特定健診等の実施件数の対前年度上昇率【20%】

2 特定保健指導の実施率（使用データ：4月～3月の特定保健指導最終評価終了者数）

<実績算出方法>

自支部加入者のうち特定保健指導実施者数（外部委託分を含む。）

自支部加入者のうち特定保健指導対象者数 (%)

- ① 特定保健指導の実施率【60%】
- ② 特定保健指導の実施率の対前年度上昇幅【20%】
- ③ 特定保健指導の実施件数の対前年度上昇率【20%】

※【】は評価指標内での評価割合

3 特定保健指導対象者の減少率（使用データ：前年度特定保健指導該当者であって4月～3月に健診を受けた者のうち、その結果が特定保健指導非該当となった者の数）

<実績算出方法>

$$\frac{(A)のうち、(前年度積極的支援→動機付け支援又は特保非該当者となった者の数)+(前年度動機付け支援→特保非該当者となった者の数)}{\text{自支部加入者のうち、前年度特定保健指導該当者であって今年度健診を受けた者の数}(A)} \quad (\%)$$

4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率（使用データ：4月～3月に受診勧奨を行った者のうち、受診勧奨から3か月後までに医療機関を受診した者の数）

<実績算出方法>

$$\frac{(A)のうち医療機関受診者数}{\text{自支部加入者のうち、本部からの受診勧奨送付者数}(A)} \quad (\%)$$

- ① 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率【50%】
- ② 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率の対前年度上昇幅【50%】

5 後発医薬品の使用割合（使用データ：4月～3月の年度平均値）

<実績算出方法>

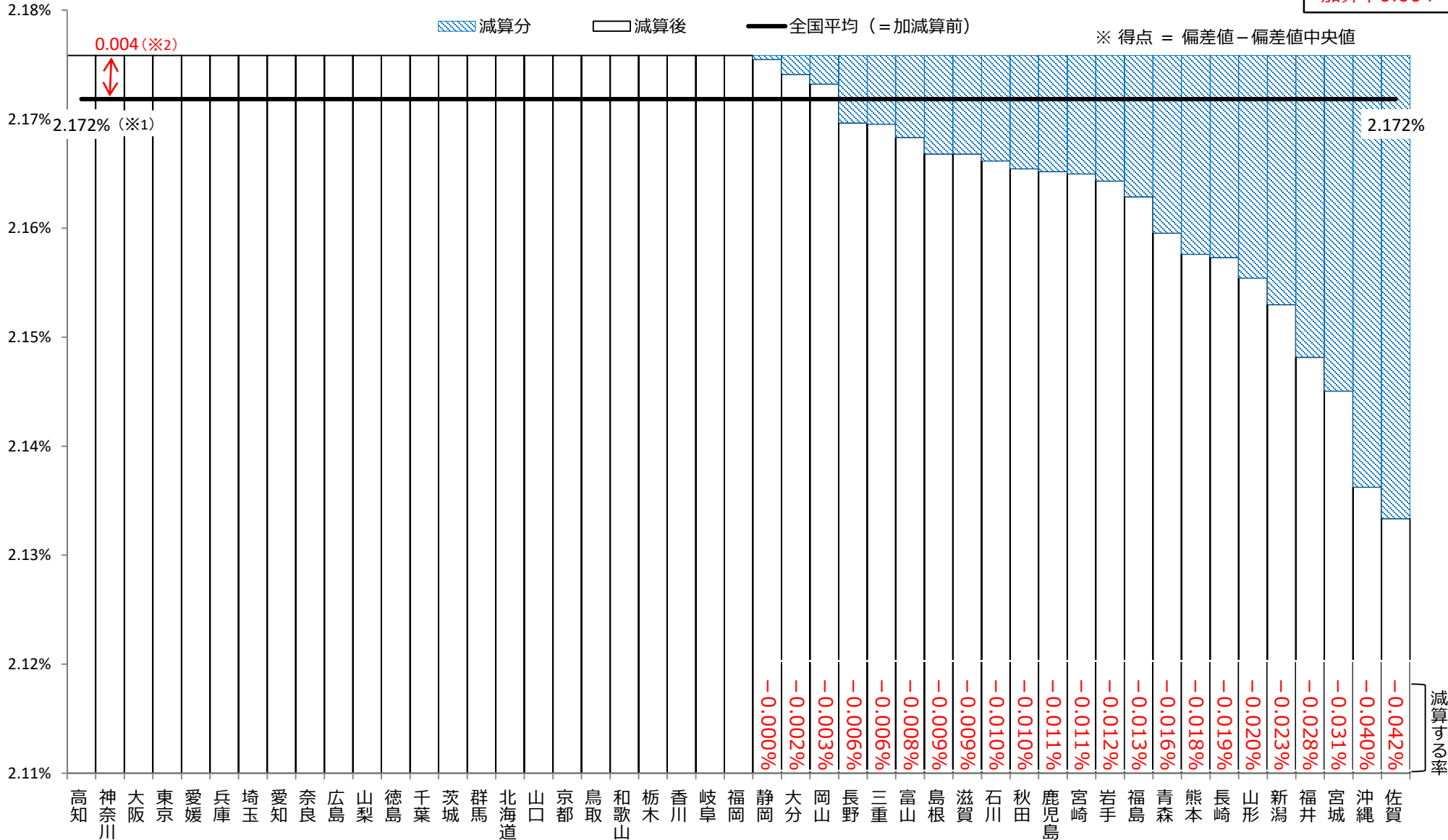
$$\frac{\text{自支部加入者に対する後発医薬品の数量}}{\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量} + \text{後発医薬品の数量}} \quad (\%)$$

- ① 後発医薬品の使用割合【50%】
- ② 後発医薬品の使用割合の対前年度上昇幅【50%】

平成30年度（4月～3月確定値）のデータを用いた実績

【平成30年度（2018年度）実績評価 ⇒ 令和2年度（2020年度）保険料率へ反映した場合の試算】

加算率0.004



※1 2.172%とは、平成31年度の後期高齢者支援金に係る料率であり、本集計においては当該料率を使用している。

※2 令和2年度（2020年度）保険料率に係るインセンティブの保険料率は、平成30年度（2018年度）総報酬額の実績に0.004%を乗じて令和2年度総報酬額の見込み額を除いて計算する。本集計においては、計算のためのデータがないため、0.004%としている。（詳細は、「平成30年3月20日開催 第91回運営委員会資料 資料3」に掲載。）